

「貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令等」等に対する意見公募手続の結果について

令和5年5月26日
経済産業省
貿易管理課

「貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令等」等に対する意見募集について、令和5年4月5日から同年5月5日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条第二項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>日本独自にテロ関係団体を判別できずアメリカの言いなりになるのであれば、ただひひと言、アメリカに準じると書くだけでいい。</p> <p>アメリカから見てテロ関連組織であっても、アフリカ、中南米から見ればアメリカこそがテロ関連組織となる。</p> <p>その場合、日本の立場はどうするのか？</p> <p>どの情報に基づいて規制、凍結をするのか？</p>	<p>本改正は、令和4年12月9日に公布された「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第97号。以下「FATF 勧告対応法」という。）における外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）の改正において、電子決済手段に関する取引が資本取引規制の対象とすること、電子決済手段等取引業者等に顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務を課す等の措置を講ずるほか、外国為替取引等取扱業者が遵守すべき基準に従って外国為替取引等を行う義務を課すことが新たに規定されたことに伴う、用語の統一など所要の規定類の整備であるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
2	<p>やるべきではない。</p>	<p>令和4年12月9日に公布されたFATF 勧告対応法における外為法の改正において、電子決済手段に関する取引が資本取引規制の対象とす</p>

		<p>ること、電子決済手段等取引業者等に顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務を課す等の措置を講ずるほか、外国為替取引等取扱業者が遵守すべき基準に従って外国為替取引等を行う義務を課すことが新たに規定されたことに伴う、用語の統一など所要の規定類の整備であるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
--	--	--